# 大型ごみ収集のお知らせ ~



町が行う粗大ごみの収集に通常出すことができない家庭ごみを収集します。

〈日時〉3月10日

# 役場 本庁 第5駐車場

(午前9時から午前11時まで)



## ■会場に直接お持ち込みください。

### ■処理費用等は個人負担となります。

【例】運送料500円 + 処理費用(参考品名・処理費用:下表のとおり)

参考品名	単位	単 価 (税込)
トラクター 草刈り機 農機具 原付バイク など タイヤは右枠の料金	台	無料 ただし、腐食な どの状態で料金 が発生する場合
バッテリー (自動車 バッテリーに限る)	個	があります。
空のドラム缶 (200L) ビニールハウスのパ イプ など	本	燃料は空の状態 で搬入してくだ さい。

参考品名	単位	単 価 (税込)
タイヤ	本	500円~
廃プラスチック	kg	70 円~
木くず	kg	30円~
瓦、がれき	kg	30円~
大型家具	kg	30 円~
太陽熱温水器	基	3,000 円~
トイレ便座	個	1,000 円~
マッサージ機	台	5,000 円~
パソコン	台	1,000 円~
ソファー、ベッド(ス プリング入り可)	床	3,000 円~

# ■家電4品目【エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機】を持込 まれる場合

費用:運送料 500 円 + リサイクル券

事前にメーカー・型式を確認し、3月8日までに郵便局でリサイクル券をご購入のうえ、領 収書等を切り離さずに会場にお持ちください。

※リサイクル券を購入されていない場合は、収集ができません。

※リサイクル券についての詳細は、「一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券セン ター」のホームページをご確認ください。

# 収集できない

収集できる

# 事業所ごみ

- 薬品、液体類
- ・ボードやスレートなど、アスベストが含まれている可能性があるもの

#### ■戸別収集について

高齢者のみの世帯や車がない世帯など、どうしても会場まで持ってくることができない場合は、戸 別収集(上記処理費用等+出張料別途 1,000 円加算) を実施します。ご希望される方は以下の連絡先 までお電話ください。会場に直接持ち込まれる場合は連絡の必要はありません。

◇連 絡 先 環境水道課

(☎72-4002) ※土日祝日は休み

小峰クリーンセンター(☎82-3297)

◇申込期限 2月28日

※戸別収集は、矢部地区のみ(申込順5名まで)

問合 環境水道課 ☎ 72-4002

# 確定申告等相談会のご案内



令和5年分の確定申告等の申告相談会を町及び税務署において以下のとおり開催します。

申告は、適正な課税や行政サービスを受けるために必要な手続きです。申告相談に向け早めの準備を お願いします。

また、申告書はスマートフォンやご自宅のパソコンから国税庁ホームページを利用して作成し、e -Taxで提出することができます。申告相談会場は、例年、大変混雑しますので、ご自宅からのe−T a x 申告に是非チャレンジしてみてください。

自宅からのe-Tax申告を含む確定申告のご相談は、電話やチャットボットでも可能です。







(国税庁 HP 確定申告書作成コーナー)

(国税庁 HP 動画で見る確定申告)

(国税庁 HP チャットボット)

# 【町が開設する申告相談会場】 ※e-Tax等を利用しない方

まず、全戸に配布しております「令和6年度(令和5年分)町県民税・国民健康保険税の申告相談に ついて」にて地区割の日程及び必要書類等をご確認ください。

地区割で指定した地区以外の方の申告相談は、待ち時間が長くなることが見込まれます。必ずお住ま いの地区の日程にてご来場ください。

## 【税務署が開設する申告相談会場】

〈開設場所〉 熊本城ホール 1 階展示ホール (熊本市中央区桜町 3 - 40)

〈開設期間〉 2月16日~3月15日まで(土日祝日を除く。)

ただし、2月25日に限り日曜日も開設します。

〈受付時間〉 午前9時から午後4時まで

※ 2月13円から3月15日までの期間は、熊本東税務署には申告相談会場を設けていませんので ご注意ください。

※ 申告相談会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会 場で当日配布しますが、LINEでのオンライン事前発行も行います。なお、入場整理券の配付状況 に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

# 【譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ】

熊本国税局ホームページに、令和5年分の譲渡所得(土地・建物)及び贈与税の主な特例の適用要件 や必要書類を確認できるチェックシート(マイホームを売却した場合の特例、住宅取得等資金の贈与税 の特例等)を掲載していますので、是非ご利用ください。

また、譲渡所得(十地・建物)の申告の場合に添付が必要となる「譲渡所得の内訳書」の記載例につ いても掲載していますので、併せてご覧ください。

※掲載場所・・・熊本国税局ホームページ ( 熊本国税局



の新着情報(譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ)をチェック

# 問合 税務住民課 ☎ 72-1128

熊本東税務署(電話096-369-5566)※自動音声案内

確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」 におつなぎします。(1月16日から3月15日まで)

Yamato January 2024

広報山都 2024.1月号